

農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第9号

農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則

農業大学校条例施行規則（昭和56年岩手県規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～3 [略] 4 条例附則第4項の規定により入学検定料又は入学料（以下「入学検定料等」という。）の免除を受けることができる者は、次の各号のいずれかの被害を受けた者とする。 (1)～(5) [略] 5 入学検定料等の免除を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、別に定める様式による入学検定料免除申請書又は入学料免除申請書（以下「申請書」という。）に前項各号のいずれかの被害を受けたことを証する書類その他校長が必要と認める書類を添えて、次の各号に掲げる申請書の区分に応じ、当該各号に定める期限までに校長に提出しなければならない。 (1) 入学検定料免除申請書 <u>入学願書の提出期限</u> (2) [略] 6 [略]	附 則 1～3 [略] 4 条例附則第4項の規定により入学検定料又は入学料（以下「入学検定料等」という。）の免除を受けることができる者は、次の各号 <u>（平成28年台風第10号に係るものにあつては、第2号及び第5号を除く。）</u> のいずれかの被害を受けた者とする。 (1)～(5) [略] 5 入学検定料等の免除を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、別に定める様式による入学検定料免除申請書又は入学料免除申請書（以下「申請書」という。）に前項各号 <u>（平成28年台風第10号に係るものにあつては、第2号及び第5号を除く。）</u> のいずれかの被害を受けたことを証する書類その他校長が必要と認める書類を添えて、次の各号に掲げる申請書の区分に応じ、当該各号に定める期限までに校長に提出しなければならない。 (1) 入学検定料免除申請書 <u>校長が別に定める期限</u> (2) [略] 6 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。